

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 55(オ)864	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	土地抵当権設定登記抹消登記等	原審事件番号	昭和 52(ネ)211
裁判年月日	昭和 56 年 2 月 24 日	原審裁判年月日	昭和 55 年 6 月 5 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民第 132 号 157 頁		

判示事項	債務者の表示が実体に符合しない抵当権設定登記が有効とされた事例
裁判要旨	甲を債務者とする債務の担保のため乙所有の不動産についてされた抵当権設定登記において、債務者が乙と表示されていても、かかる債務者の表示の不一致は更正登記により訂正することができ、右抵当権設定登記は有効である。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人三森淳、同赤松岳の上告理由について <u>原審が適法に確定した事実関係のもとにおいて、本件抵当権設定登記の債務者の表示は実体と符合しないが、右不一致は右抵当権設定登記そのものを無効とするものではないとした</u> <u>原審の判断は、正当であり、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。</u> よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 伊藤正己 裁判官 環昌一 裁判官 横井大三 裁判官 寺田治郎)

※参考：判例タイムズ 436 号 119 頁、判例時報 996 号 58 頁、金融商事判例 616 号 3 頁